

道守認定者の更新条件

H27 年度第 1 回運営協議会にて決定 H27. 4. 20

H27 年度第 7 回運営協議会にて改定 H28. 3. 24

令和元年度第 4 回道守運営委員会にて改定 R1. 11. 25

各コース認定者の更新条件は次のとおりとする。

- ・道守補：条件 1 または条件 2 を満たすこと。
- ・道守、特定道守：条件 1 および条件 2 を満たすこと。

条件 1 以下に示す活動のいずれかに 4 年間に 4 回以上参加すること。

- (1)道守ポータル、もしくは道守シートによる長崎県内のインフラ構造物の異常の通報
- (2)愛護団体・自治会などによる長崎県内の道路パトロールもしくは清掃活動への参加
- (3)長崎県・長崎県職員 OB・道守の合同点検（橋梁、防災・トンネル）、特定橋梁点検への参加
- (4)道守養成講座、インフラ体験学習などにおける講義・演習・実習への講師としての参加
- (5)インフラ長寿命化センターまたは産業基盤維持管理技術研究会が主催・共催する行事（講演会・実習など）への参加
- (6)道守養成ユニットの会（認定者の会）が主催・共催する行事のうち、認定者の継続教育に資すると認められるもの（現場見学会、技術研修会、講演会、道路パトロール・清掃活動など）への参加

【長崎県外の認定者で上記の条件が困難な場合】

維持管理に関する講習会・研修会・講演会に参加し、4年間で CPD(CPDS)8 単位以上習得

条件 2 指定した課題に対する調査研究報告書の提出